

令和5年4月吉日

お客さま 各位



「定期積金満期時における定期預金への自動預替」の 取扱い開始のお知らせ

当金庫は、令和5年5月1日（月）より「定期積金満期時における定期預金への自動預替」の取扱いを開始します。

これまで、定期積金が満期になると、お客さまに当金庫所定の解約のお手続きをお願いしておりましたが、今後は事前に「自動満期処理に関する特約」をお申込みいただくことで、該当の定期積金が満期になる日に自動的に解約となり、給付契約金（税引後）の全額を予めご指定された定期預金へ預替されます。

このサービスにより、定期積金満期時におけるお客さまのお手続きのご負担が軽減され、さらに、事前にご指定いただいた定期預金へ自動的に預替されることでより良い資産運用に期待がもてるようになります。

今後も、当金庫は、お客さまの多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、商品・サービスの拡充に取り組んで参ります。

記

1. 取扱い開始日 令和5年5月1日（月）より

2. サービス概要

サービス内容	定期積金を満期日に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額を予め指定を受けた定期預金へ預替します。
対象となる定期積金	約定満期日より前の営業日までに、当金庫へ「自動満期処理に関する特約」をお申込みいただいた定期積金。
自動作成される定期預金	<ul style="list-style-type: none">・スーパー定期預金とします。（期間は選択できます。）・総合口座定期預金、通帳式定期預金または通帳レス総合口座定期預金とします。（証書式定期預金での作成はできません。）・預入金額は、給付契約金（税引後）の全額とします。

以上

承認番号 04-665